

熱海伊東地域医療協議会設置要綱

(設置)

第1条 静岡県保健医療計画(以下「計画」という。)に基づき、熱海伊東圏域に熱海伊東地域医療協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、計画に基づく医療供給体制の整備充実に関する必要な事項を協議する。

(会長及び委員)

第3条 協議会の会長は、保健所長を充てる。

2 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、必要と認める者を会長が委嘱する。

- (1) 市長
- (2) 市医師会長、市歯科医師会長、伊東熱海薬剤師会長及び副会長
- (3) 国立、公立、公的病院等の長
- (4) 医療を受ける立場にある者
- (5) その他関係機関もしくは団体の代表又はそれに準ずる者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会は、会長が召集し、会議の議長となる。

2 会長は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(部会)

第6条 協議会は必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会は、会長が召集し、会議の議長となる。

4 会長は、必要があると認めるときは、部会の委員以外の者の出席を求めることができる。

(報告)

第7条 会長は、協議会及び部会を開催したときは、速やかに協議結果を静岡県健康福祉部長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、熱海健康福祉センターにおいて処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月28日から施行する。